

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起きる翌日)  
(当日起きる翌日)

昭和六十一年一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による上三栄地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

目 次

◆告示 字の区域の変更（三件）

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法による指定医療機関の廃止

土地改良法による換地処分（二件）

保安林の指定の解除

公有水面の埋立ての免許

告 示

鳥取県告示第五十六号

1 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、日南町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和五十九年一月八日現在の地番による。）
矢戸字高畦	矢戸字下高畦のうち一〇七九の一の一部以外の区域
矢戸字下高畦	矢戸字高畦の一〇五三の一の一部、一〇五四の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇五四の一、一〇五五と一体をなす国有地の一部
矢戸字東大深ヶ	矢戸字東大深ヶ一〇九八の一の一部、一一〇〇の一部、一一〇一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
矢戸字山崎	矢戸字東大深ヶのうち一〇九八の一の一部、一一〇〇の一部、一一〇一の一部、一一〇三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一一〇一と一体をなす国有地の一部以外の区域
矢戸字鍵取免	矢戸字山崎一一〇四から一一〇七までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一一〇八と一体をなす国有地の一部

矢戸字山崎	九の一と一体をなす国有地の一部
	<p>矢戸字山崎のうち一〇四、一〇五、一〇六の一部、一一〇七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇八、一二六と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>矢戸字鍵取免のうち一二七の一部、一二八の一部及び一二九の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>矢戸字東大深ケ一〇三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一一〇二と一体をなす国有地の一部</p> <p>矢戸字山崎一一〇四の一部、一一〇五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>矢戸字山崎一一〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>

大字福山字田辺	同上の区域（昭和五十九年三月一日現在の地番による。）
大字福山字實吉	大字福山字實吉五九の一部及びこれと一体をなす国有地並びに五五の一と一体をなす国有地の一部
大字福山字田辺六〇の二の一部、六二の二の一部	大字福山字田辺のうち六〇の二の一部、六二の二の一部、八五の一部、八六の一部、八七から八九まで、九〇の一部、九一、九二の一部、九三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字福山字追分	大字福山字田辺八五の一部、八六の一部、八七から八九まで、九〇の一部、九一、九二の一部、九三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字福山字上ノ谷	大字福山字追分のうち一四五の三の一部、「四五の四」の一部、一五一の一部、一五八から一六〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一四四の三と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字福山字廣口	大字福山字上ノ谷のうち一七〇の九、一七〇の一〇以外の区域
大字福山字廣口	大字福山字追分一四五の三の一部、「四五の四」の一部、一五八から一六〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一四四の三と一体をなす国有地の一部
大字福山字上ノ谷	大字福山字廣口のうち一七〇の九、一七〇の一〇

昭和六十年一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）、第二百六十条第一項の規定に基づき、三朝町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による福山地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

大字福山字小平谷	大字福山字町元二二二の二の一部、二二三、二一四の一部、二一四の二から二一四の四まで、二一四の七の一部、二一四の一、二三四の一部、二三六の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部	大字福山字追分ヶ谷のうち一九九の三以外の区域
大字福山字西原域	大字福山字町元のうち二一一の一部、二二三、二二四の一部、二一四の二から二一四の四まで、二一四の七の一部、二一四の一、二三一の一部、二三三の二の一部、二三三の一部、二三四の一部、二三六の一部、二四三の一、二四三の二、二五四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字福山字西原「四八の一」の一部、二四八の三の一部、二四九の一部及びこれらと一体をなす国有地	大字福山字町元二三一の一部、二三一の二の一部、二三三の一部、二四三の一部、二四五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字福山字西原のうち二四八の一部、二四五の一部、二四九の一部、二五二の四の一部、二五二の六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字福山字宮ノ前「八一の四、二八二」の一部、二八二の二の一部、二八三の二、二八三の三の一部、二八三の四の一部、二八四の一部、二八四の二、二八四の三、二八五の一部、二八六の一部、二八八の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字福山字小平谷	大字福山字町元二七三の三、二七三の四以外の区	大字福山字町元のうち二一一の一部、二二三、二二四の一部、二一四の二から二一四の四まで、二一四の七の一部、二一四の一、二三四の一部、二三六の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部

大字福山字不動谷	大字福山字宮ノ前	大字福山字不動谷のうち二七六の六、二七六の七、二七六の九以外の区域
大字福山字不動谷	大字福山字西原二五二の四の一部、二五二の六の一部	大字福山字不動谷二七六の六、二七六の七、二七六の九
大字福山字不動谷向谷	大字福山字宮ノ前のうち二八一の四、二八二の一部、二八二の二の一部、二八三の二、二八三の三の二、二八三の四の一部、二八四の一部、二八四の二、二八四の三及びこれらと一体をなす国有地	大字福山字不動谷二七六の六、二七六の七、二七六の九
大字福山字定十平三七〇の三の一部	大字福山字山崎三六二の一部、三六二の二の一部、三六三の五、三六三の六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	大字福山字不動谷のうち二七六の六、二七六の七、二七六の九

大字福山字定十 谷	大字福山字定十平のうち三七〇の三以外の区域	大字福山字岩元	大字福山字岩元のうち三九三の一から三九三の三まで、三九四の一から三九四の五まで、四〇八の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字福山字清水 谷	大字福山字清水谷のうち三七五の二以外の区域	大字福山字神谷	大字福山字神谷のうち四一の六から四一の一一まで
大字福山字オノ 谷	大字福山字オノ神谷のうち四一の六から四一の一一まで	大字福山字福渡	大字福山字福渡四四四、四四五の一部、四四七の二の一部、四四八の一の一部、四四八の二、四四八の三、四四九の一、四四九の二、四五〇の一の一部、四五〇の二の一部、四五〇の三、四五三の一から四五三の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地
大字福山字福渡	大字福山字會合谷のうち四一四の三以外の区域	大字福山字岩元	大字福山字岩元のうち四〇八の一部
大字福山字會合 谷	大字福山字會合谷のうち四一四の三以外の区域	大字福山字又谷	大字福山字又谷のうち四八四の二から四八四の四まで、四八六の二から四八六の四まで以外の区域
大字福山字會合谷四一四の三	大字福山字會合谷四一四の三	大字福山字曲り	大字福山字曲り田のうち五〇三の二の一部、五〇三の三、五〇四、五〇五の一の一部、五〇六、五一三の一部、五一五の一部、五二八の一の一部、五二八の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字福山字福渡のうち四一八の一部、四一九の二の一部、四二〇の一部、四四四、四四五の一部、四四七の二の一部、四四八の一の一部、四四八の二、四四八の三、四四九の一、四四九の二、四五〇の一の一部、四五〇の二の一部、四五〇の三、四五三の一から四五三の三までの一部、四七八の一部、四七八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	大字福山字福渡のうち四一八の一部、四一九の二の一部、四二〇の一部、四四四、四四五の一部、四四七の二の一部、四四八の一の一部、四四八の二、四四八の三、四四九の一、四四九の二、四五〇の一の一部、四五〇の二の一部、四五〇の三、四五三の一から四五三の三までの一部、四七八の一部、四七八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	大字福山字曹谷	大字福山字曹谷のうち四八〇の二から四八〇の六まで以外の区域
大字福山字曹谷四八一の六、四八一の七、四八一の三	大字福山字曹谷四八一の六、四八一の七、四八一の三	大字福山字直助向谷五二九の二三	大字福山字直助向谷五二九の二三
大字福山字鴨淵五七六の一、五七六の二及びこれらと一体をなす国有地の一部	大字福山字鴨淵五七六の一、五七六の二及びこれらと一体をなす国有地の一部	大字福山字曲り田五〇三の二の一部、五〇三の三、五〇四、五〇五の一の一部、五〇六、五一三の一部及びこれらと一体をなす国有地	大字福山字曲り田五〇三の二の一部、五〇三の三、五〇四、五〇五の一の一部、五〇六、五一三の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字福山字直助 向谷	大字福山字直助向谷のうち五一九の一から五一九の一八 まで以外の区域
大字福山字牧原 奥	大字福山字牧原奥のうち五三〇の四から五三〇の七まで及 びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字福山字秋吉	大字福山字曲り田五二五の一部、五一八の一の一部、五一 八の二及びこれらと一体をなす国有地
大字福山字鴨淵	大字福山字秋吉のうち五六二の二の一部、五六三の一の一 部、五六三の二の一部、五六四の一部、五六六の一部、五 七二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五七五の 一、五七五の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字福山字福原 大字福山字福原	大字福山字鴨淵五八七の二、五八七の三、五九三の二、五 九四の三の一部、六〇〇の一部、六〇一の一部及びこれら と一緒に五七七の一、五七七の三、五八七の一と一体をなす国有 地の一部
大字福山字秋吉 一部	大字福山字秋吉五七二の一部及びこれと一体をなす国有地 の一部
大字福山字鴨淵 一部	大字福山字鴨淵のうち五七六の一、五七六の二、五八七の 二、五八七の三、五九三の二、五九四の三の一部、六〇〇 の一部、六〇一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一 部並びに五七七の一、五七七の三、五八七の一と一体をな す国有地の一部以外の区域
大字福山字福原 一部	大字福山字福原六一六、六一七の一と一体をなす国有地の 一部

## 鳥取県告示第五十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、河原町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十年一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

字の名称を変更する	同上の区域（昭和五十九年十一月二十九日現在の地番によ る。）
大字佐貫字下田	大字佐貫字下田の全域
内 大字佐貫字柳ノ	大字佐貫字柳ノ内一〇一八の三の一部、一〇一八の四 以外の区域

## 鳥取県告示第五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定に基づく

大字福山字鴨淵六〇〇の一部、六〇一の一部及びこれらと  
一体をなす国有地  
大字福山字福原のうち六一六、六一七の一と一体をなす国  
有地の一部以外の区域

き、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十一年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和六十一年一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
百村眼科医院	鳥取市上町一八一五	昭和六十一年一月一日
財團法人恵仁会 薬局	米子市加茂町二丁目二六	昭和五十九年十二月十八日

#### 鳥取県告示第六十号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から薬局を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廢 止 年 月 日
財團法人恵仁会 薬局	米子市西町三六一一	昭和五十九年十二月一日

#### 鳥取県告示第六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、三朝町から同町が行う土地改良事業に係る福山地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十一年一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六十三号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定に

より、次のように保安林の指定を解除する。

昭和六十年一月十八日

一 免許の日

昭和六十年一月十六日

二 免許を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取県知事 西尾邑次

一 解除に係る保安林の所在場所

米子市久米町二五九から二六一まで、二六三（以上四筆について、次の図に示す部分に限る。）、二六二

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

公園用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鳥取県告示第六十四号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

昭和六十年一月十八日

鳥取県知事 西尾邑次

#### 二 埋立区域

##### (一) 位置

東伯郡泊村大字泊字堅岩七四六一三六から同村大字園字西ノ前三までの地先公有水面

##### (二) 区域

次の1の地点から7の地点までを順次に直線で結んだ線、7の地点から9の地点までを順次に通る昭和五十八年の秋分の日の満潮位における公有水面と陸地との境界線、9の地点から13の地点までを順次に直線で結んだ線及び13の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 沿港西防波堤灯台（北緯三五度三〇分五〇秒東経一三三度五六分二六秒）から二四一度〇〇分三一六・〇〇メートルの地点

##### 地点

2の地点 1の地点から四五度三〇分五〇・〇〇メートルの地点

3の地点 2の地点から一三五度三〇分一六・一〇メートルの地点

4の地点 3の地点から一四五度〇〇分一七〇・〇〇メートルの地点

5の地点 4の地点から五三度三〇分一九三・三〇メートルの地点

6の地点 5の地点から一四一度〇〇分三四・〇〇メートルの地点

7の地点	6の地点から一三一度〇〇分一五・八〇メートルの地点	一九九、三二九・三〇平方メートル
8の地点	7の地点から二三七度四〇分一一〇・五〇メートルの地点	八の地点
9の地点	8の地点から二三九度三〇分一五一・五〇メートルの地点	九の地点
10の地点	9の地点から三三五度〇〇分三六・八〇メートルの地点	十の地点
11の地点	10の地点から三三七度三〇分七〇・五〇メートルの地点	一一の地点
12の地点	11の地点から五五度三〇分二一・八〇メートルの地点	一二の地点
13の地点	12の地点から三三六度〇〇分一三〇・五〇メートルの地点	一三の地点

(一) 位置  
 (二) 面積  
 (三) 面積

二六、〇〇三・九一平方メートル

四 埋立てに関する工事の施工区域

四 位置

東伯郡泊村大字泊字船据場一五七三から同村大字園字一里濱二三四〇一までの陸地及びそれらの地先公有水面並びに園川及び清水川の河川水面

(一) 区域

次のアの地点からオの地点までを順次に直線で結んだ線及びオの地点とアの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 泊港西防波堤灯台から三四八度〇〇分一七六・〇〇メートルの地点

イの地点 アの地点から一二五度〇〇分二八〇・〇〇メートルの地点  
 ウの地点 イの地点から一九二度〇〇分二七〇・〇〇メートルの地点  
 エの地点 ウの地点から二三〇度〇〇分三五三・〇〇メートルの地点  
 オの地点 エの地点から三三六度〇〇分四〇〇・〇〇メートルの地点

(三) 面積

五 埋立地の用途  
 漁港施設用地 約二・五五一ヘクタール

関連用地 約〇・〇四九ヘクタール